

〔 令 2 . 1 0 . 2 1  
実 3 - 3 〕

# 説 明 資 料

〔 課税実務を巡る環境変化への対応① 〕

令和 2 年 10 月 21 日 (水)

財 務 省

# 適正申告を担保するための仕組み（税務調査の流れと関連する主な制度）

## <税務調査の流れ(大まかなイメージ)>

① 納税者による確定申告  
(無申告の場合もあり)

② 税務当局による各種情報の分析  
⇒ 調査対象者を選定

③ 税務当局による税務調査の実施

④ 納税者による修正申告、  
税務当局による更正・決定

⑤ 加算税、延滞税の課税

## <関連する主な制度>

- ・ 記帳及び帳簿書類の保存義務
- ・ 独立企業間価格の算定に必要な資料の作成・保存義務
- ・ 申告義務
  
- ・ 法人税申告書別表(国外関連者に関する明細書等)
- ・ 納税者本人が提出する法定調書(国外財産調書(平成26年)等)
- ・ 第三者が提出する法定調書(国外送金等調書(平成10年)等)
- ・ 共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換(平成30年)
- ・ 税務当局による事業者等への情報照会(令和2年)
  
- ・ 税務職員の質問検査権(対本人／対取引相手等)
- ・ 租税条約等に基づく外国税務当局への情報交換要請
- ・ 納税管理人(国内に拠点のない非居住者・外国法人への調査)
  
- ・ 税務当局による更正・決定(期間制限あり)
- ・ 情報交換要請を行った場合の期間制限の延長(令和2年)
  
- ・ 過少申告加算税(本税の10%)、無申告加算税(15%)等
- ・ 重加算税(隠蔽・仮装による過少申告35%、同無申告40%)
- ・ 延滞税(令和元年分8.9%)

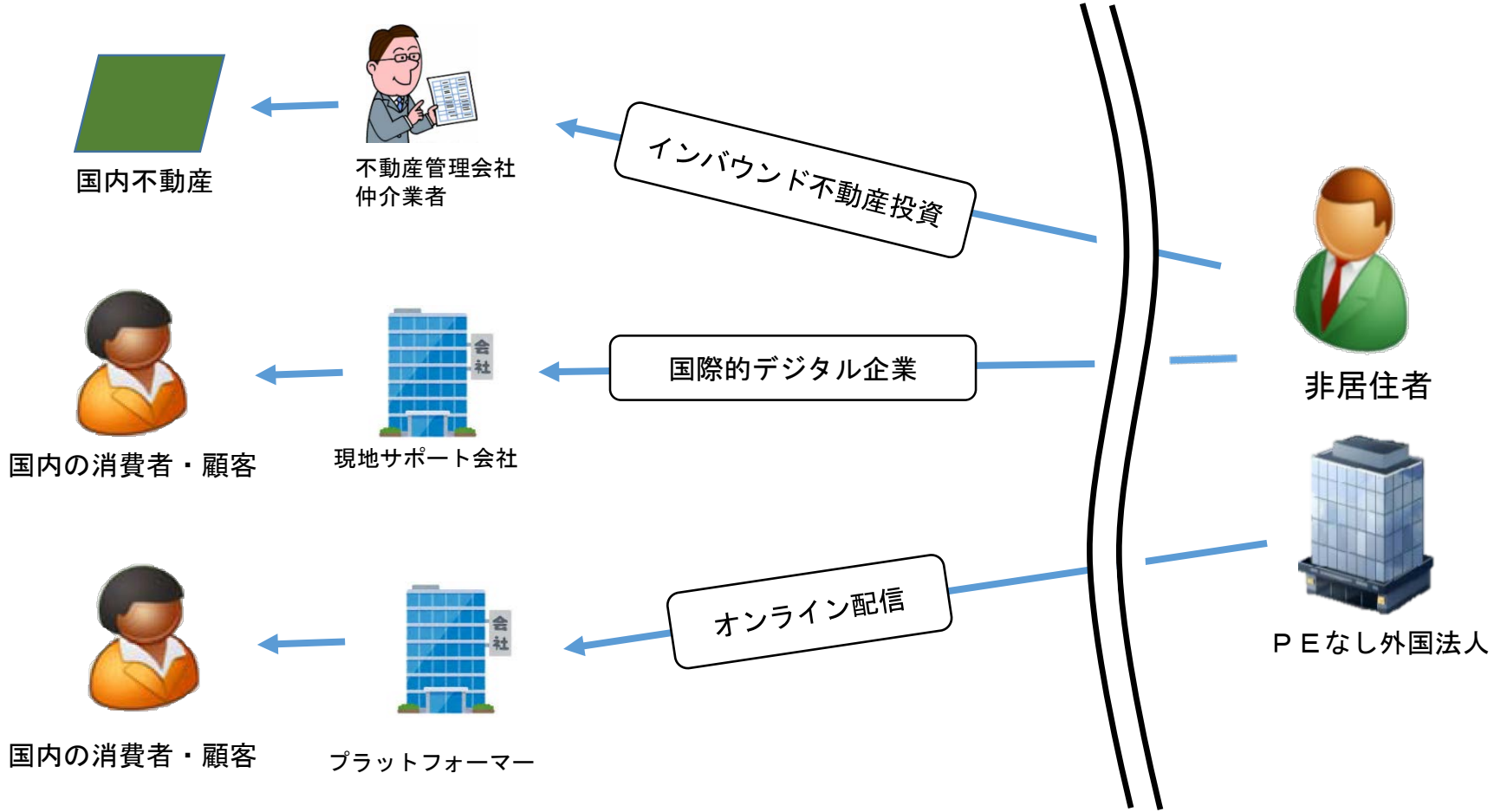
※加算税等の割合は各種加減算あり(上記は基本的な率)。

例えば、国外財産調書提出義務者の調査非協力に係る加重措置(令和2年)

# 国境を越えた経済活動の活発化

## 【日本】

## 【国外】



## 税務調査の適正執行における課題

国内に何らの拠点を持たない外国法人や非居住者らによる経済活動が活発になる中、これらの者に対する税務調査等については、国内に所在する納税管理人を通じた接触のほか、租税条約に基づいた情報交換要請等によって対応している。

### ○ 国税通則法117条

- 1 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するものうちから納税管理人を定めなければならない。
- 2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長（中略）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、同様とする。

○ クロスボーダー取引が活発化する中で、外国法人や非居住者に対して、効果的に税務調査を行うことが課題。